

民法制定以来の大改正に向けて何をすべきか

緊急開催

半日

民法(債権法)改正の重要ポイントと実務対応策

—— 企業取引の実務に与える影響を具体的に解説 ——

日時：2017年12月21日(木)13:00～17:00 / 会場：ハービスOSAKA (裏面ご参照)
オフィスタワー 19F

講師：千葉総合法律事務所 弁護士 千葉博^{ちば ひろし}氏

●セミナーのねらい 〈対象〉総務・法務・人事労務・営業の管理者ならびにご担当の皆さま

2017年5月に成立、2020年に施行されることが見込まれる民法(債権法)の改正は、120年ぶりの抜本的改正であり、解除の要件が変わる、定型約款の規定が設けられる、時効規定が整備されるなど、実務にも多大な影響をもたらすものとおもわれます。

施行時期は先とはいえ、経過措置対応も含めて、企業がなすべきことは多々あります。

このセミナーでは、契約や債権管理・保全の対応の見直し、約款や契約の条項における修正の見直しなど、対応上のポイントを具体的に解説致します。

●カリキュラム

●録音はご遠慮願います。

1.債権法の改正内容

2.契約実務への影響・対応

- (1)契約締結段階
- (2)定型約款での規律の活用
- (3)契約内容の実現
- (4)債務不履行による損害賠償
- (5)解除の要件として帰責事由が不要に
- (6)危険負担の概念が変わる

3.債権管理への影響・対応

- (1)時効制度はどう変わるか
- (2)法定利息の改正
- (3)債権譲渡
- (4)債権消滅の制度
- (5)連帯債務・保証債務等の債権管理

4.契約に関する規定への対応

- (1)売買
- (2)贈与
- (3)消費貸借
- (4)賃貸借
- (5)請負
- (6)委任
- (7)雇用
- (8)寄託

5.その他の規定

※プログラムの詳細は変更となる場合がございますので、ご了承ください。

